人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四三（休日給）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年二月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―四三―三

人事院規則九―四三（休日給）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四三（休日給）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は次条」を「、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日又は次条」に改める。

附　則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―九七（超過勤務手当の支給割合）の全部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年二月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―九七―一

人事院規則九―九七（超過勤務手当の支給割合）の全部を改正する人事院規則

人事院規則九―九七（超過勤務手当の支給割合）の全部を次のように改正する。

人事院規則九―九七

超過勤務手当

（趣旨）

第一条　超過勤務手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（超過勤務手当の支給割合）

第二条　給与法第十六条第一項の人事院規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　給与法第十六条第一項第一号に掲げる勤務　百分の百二十五

二　給与法第十六条第一項第二号に掲げる勤務　百分の百三十五

（給与法第十六条第三項の人事院規則で定める勤務）

第三条　給与法第十六条第三項の人事院規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

一　正規の勤務時間（勤務時間法第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間法第六条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事院が定める職員を除く。）　次に掲げる日

イ　当該月における日曜日

ロ　当該月における週休日の振替（規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第六条第二項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（勤務時間法第六条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日

二　正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事院が定める職員を除く。）　次に掲げる日

イ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(1)　当該月における日曜日の日数が四である場合　当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて四番目の原週休日までの間の原週休日

(2)　当該月における日曜日の日数が五である場合　当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて五番目の原週休日までの間の原週休日

ロ　当該月における週休日の振替（規則一五―一四第六条第二項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(1)　当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が四である場合　当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて四番目の原週休日までの間の原週休日

(2)　当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が五である場合　当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて五番目の原週休日までの間の原週休日

三　前二号に掲げる職員以外の職員　前二号に掲げる職員との権衡を考慮して人事院が定める日

（雑則）

第四条　この規則に定めるもののほか、超過勤務手当に関し必要な事項は、人事院が定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（人事院規則九―五の一部改正）

第二条　人事院規則九―五（給与簿）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「超過勤務」の下に「、超勤代休時間、超勤代休時間にした勤務」を加える。

（人事院規則九―七の一部改正）

第三条　人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「前項の」を「第一項の」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　職員が勤務時間法第十三条の二第一項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「勤務時間法第十三条の二第一項の規定により超勤代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」とする。

第十二条中「前条第一項本文」の下に「（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年二月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一五―一四―二五

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

目次中「超過勤務」の下に「並びに超勤代休時間」を加え、「第十六条の二」を「第十六条の三」に改める。

第六条第二項中「第十七条第一項において」を「以下」に改める。

「第三章　宿日直勤務及び超過勤務」を「第三章　宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間」に改める。

第三章中第十六条の二の次に次の一条を加える。

（超勤代休時間の指定）

第十六条の三　勤務時間法第十三条の二第一項の人事院規則で定める期間は、給与法第十六条第三項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「六十時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間とする。